

財政健全化に関する指標はどうなっていますか。

夕張市のような地方公共団体の財政破たんを未然に防ぎ、県や市町村の財政の健全化を目的として、昨年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）が成立しました。

地方公共団体の財政破たんとは、財政状況が悪化し、赤字などがある一定の基準を超えた状況を言います。財政が破たんすると、国の関与のもと、税金や公共料金を引き上げる一方、住民サービスを切り詰めるなど、住民の方々の生活に大きな影響を及ぼすことになります。

今回の財政健全化法は、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックするとともに、公営企業会計なども併せた連結決算により地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするもので、平成19年度決算から、

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率
という4つの健全化判断比率と、各公営企業の経営の健全性を表す
資金不足比率
を算定の上、議会に報告し、公表することが義務付けられました。

平成20年度決算からは、これらの比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力により財政健全化を図ることとなります。また、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率が、さらに悪化して財政再生基準以上となった場合には、議会の議決を経て財政再生計画を策定し、国の関与による確実な再生を図ることとなります。

平成19年度決算における本県の比率については、次のとおり、全て早期健全化基準を下回っています。

1. 健全化判断比率（財政の早期健全化・再生に関する判断比率）

	本県の比率	早期健全化基準	財政再生基準	全国平均
実質赤字比率	-	3.75%以上	5%以上	
連結実質赤字比率	-	8.75%以上	25%以上	
実質公債費比率	13.8%	25%以上	35%以上	13.5%
将来負担比率	273.6%	400%以上		222.3%

（注） 本県の実質赤字比率と連結実質赤字比率は、黒字のため - としています。

2. 資金不足比率（公営企業の経営健全化に関する判断比率）

	本県の比率	経営健全化基準	財政再生基準
資金不足比率	-	20%以上	

（注） 本県の資金不足比率は、全ての公営企業会計で資金不足がないため - としています。

本県の健全化判断比率等について(ポイント)

1. 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、平成19年度は黒字であるため、実質赤字は生じていません。

標準財政規模・・・地方税、普通交付税などの毎年度経常的に収入される一般財源（使途の特定されていない財源）のことで、各地方公共団体の標準的な財政規模を示すものです。

(2) 連結実質赤字比率

一般会計等に加え公営企業等を含めた実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率であり、平成19年度は黒字であるため、連結実質赤字は生じていません。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が公営企業会計等を含めて負担している公債費などの標準財政規模に対する比率であり、平成19年度は早期健全化基準である25%を下回っているものの、今後、公債費負担の増加に伴い、当該比率はさらに上昇する見込みです。

(4) 将来負担比率

一般会計等が公営企業及び損失補償を行っている公社・三セク等を含めて将来負担する可能性のある債務等（将来負担額）の標準財政規模に対する比率であり、平成19年度は早期健全化基準である400%を下回っています。将来負担比率の中で最も大きなウエイトを占めるものは地方債現在高であり、その他、退職手当の負担見込額、設立法人の負債額等の県の負担見込額などから構成されています。

将来負担額・・・地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額（公債費に準ずるもの）、公営企業への繰出見込額（公債費分）、退職手当の負担見込額、設立法人の負債額等の県の負担見込額（損失補償等による県の負担）、連結実質赤字額 など

2. 資金不足比率

- ・資金不足比率は、各公営企業毎に算定するもので、資金の不足額の事業規模に対する比率です。
- ・対象となる公営企業は、流域下水道特別会計、港湾整備特別会計、中央病院事業会計、高松病院事業会計、港湾土地造成事業会計、電気事業会計、水道用水供給事業会計の7つで、いずれも資金不足はありません。

実質公債費比率については、本県では13.8%と全国平均の13.5%を若干上回る水準ですが、早期健全化基準の25%を下回っています。

ただし、起債制度上、この比率が18%以上となった場合には、起債について総務大臣の同意ではなく、許可が必要となります。本県は、このまま推移すると平成23年度には18%以上となる見込みであり、これを回避するためには、引き続き公共投資を抑制し公債費負担の増加に歯止めを掛けることが必要です。

将来負担比率については、本県では273.6%と全国平均の222.3%を上回っていますが、早期健全化基準の400%を下回っています。

全国平均を上回っている主な理由は、標準財政規模に対する地方債現在高の割合が高いためです（平成19年度普通会計決算ベースで全国2位（能登半島地震復興基金等に係る転貸債を除く実質ベースで7位））。

財政健全化法に基づく健全化判断比率の全国状況(総務省速報値)

都道府県名	実質赤字 比率 %	連結実質 赤字比率 %	実質公債費 比率 %	順位	将来負担比率 %	順位
北海道			21.7	1	335.6	2
青森県			15.8	15	235.7	25
岩手県			15.3	17	307.7	3
宮城県			16.6	8	283.5	6
秋田県			14.6	22	265.9	13
山形県			15.3	17	276.3	9
福島県			11.9	37	205.3	38
茨城県			14.7	20	289.9	5
栃木県			13.7	25	166.5	43
群馬県			9.9	45	202.2	39
埼玉県			13.3	27	237.8	24
千葉県			12.6	29	216.4	32
東京都			8.7	47	82.9	47
神奈川県			9.2	46	209.9	36
新潟県			16.0	13	276.6	8
富山県			16.7	6	276.0	10
石川県			13.8	24	273.6	11
福井県			14.3	23	232.8	27
山梨県			12.4	31	248.8	17
長野県			17.3	5	220.4	31
岐阜県			16.1	11	247.2	19
静岡県			11.6	39	247.3	18
愛知県			11.3	41	233.0	26
三重県			12.6	29	185.9	42
滋賀県			12.9	28	250.8	16
京都府			10.9	42	238.9	23
大阪府	0.02		16.6	8	290.0	4
兵庫県			20.2	2	361.7	1
奈良県			12.3	32	247.1	20
和歌山県			10.0	44	212.4	33
鳥取県			12.0	35	151.3	45
島根県			17.8	3	227.9	29
岡山県			16.1	11	253.0	15
広島県			15.7	16	258.3	14
山口県			12.0	35	228.9	28
徳島県			17.6	4	278.3	7
香川県			14.9	19	240.2	22
愛媛県			16.2	10	206.9	37
高知県			16.7	6	194.8	40
福岡県			13.7	25	243.8	21
佐賀県			16.0	13	163.5	44
長崎県			10.2	43	193.5	41
熊本県			12.3	32	226.2	30
大分県			11.9	37	212.4	33
宮崎県			12.3	32	212.3	35
鹿児島県			14.7	20	269.6	12
沖縄県			11.4	40	132.2	46
平均(加重)			13.5		222.3	

今後とも、実質公債費比率や将来負担比率等を念頭に置きながら、「石川県行財政改革大綱 2007」で示した基本方針である

臨時財政対策債を除き、県債残高を前年度以下の水準に抑制すること

減債基金等の取り崩しを極力抑制し、今後の公債費負担の増等に対応できる基金残高を確保すること

に努め、持続可能な行財政基盤の確立を図ってまいります。